

## 令和3年度 八幡市障がい者地域生活支援協議会第3回全体会 議事録

1. 日時 : 令和4年3月29日(火) 10時30分開始
  2. 会場 : 八幡市役所分庁舎 2階 会議室
  3. 協議事項:
    - ・各部会の活動報告について
    - ・地域生活支援拠点の報告について
    - ・連絡事項・その他
  4. 参加委員 : 20名
- 

1. 開会
2. 資料の確認・連絡
3. 各部会の活動報告について

### 岡野委員長

それでは議事に入らせていただきます。八幡市障がい者地域生活支援協議会の各部会の活動報告につきまして各部会長からお願いしたいと思います。最初に子ども支援部会につきまして報告をお願いいたします。本日は大澤部会長がご欠席、副部会長である放課後等デイサービスまあぶるの羽野副部会長も不参加であることから、事務局より報告をお願いいたします。

### 事務局(笹部課長補佐)

前回の全体会以後、子ども支援部会は1回開催しています。その時の活動内容としては、チュウヒ、ウィズ・ユー八幡男山、mamguriおの事業所見学に行っています。チュウヒにつきましては、児童発達支援と放課後等デイサービス、ウィズ・ユー八幡男山は放課後等デイサービス、令和4年2月からは児童発達支援を開始されています。mamguriおにつきましては去年の児童発達支援センターを開所され、児童発達支援と放課後等デイサービスをされています。

順に説明させていただくと、チュウヒは、事業所から説明いただいた1日の流れとしましては、児童発達支援は9時半から送迎、10時から個別療育もしくは集団療育、11時半に挨拶・解散、送迎となります。放課後等デイサービスは放課後に送迎、個別療育指導で各々の課題に取り組まれています。その後に集団療育指導をされています。LD(学

習障がい)に強い発達障がい専門の学習特化型放課後等デイサービスと聞いております。利用者は八幡市が3割、枚方市が7割と枚方市が多い割合になっています。児童発達支援の利用は少なく、多くは放課後等デイサービスの利用です。学校との連携に関しても、学習障がいの児童ということもあり、支援の方向性を学校と確認しながら対応されていると聞いております。

ウィズ・ユース八幡男山は、令和3年10月に開所され、利用者は現在1名です。こちらの事業所も問い合わせは枚方市民からが多く、ミニテニス等をプログラムにとりいれていると聞いております。

最後にmamguriおです。生活介護のD-JOBもされているので、そちらも含めて見学を実施いたしました。もともと児童発達支援センターをやっていたので、児童の支援の中心となる事業所でございます。マジックミラーの設置した部屋で療育の様子をみていただくことも可能です。他に生活介護の事業所ではmamguriおの食事提供をされていたり、カフェを開いたりされています。以上が第2回の部会の内容です。

第3回の部会は1月末に教育支援センターへの見学を予定していましたが、コロナの拡大により、延期になりました。次年度に見学と話し合いを進めていかれる予定です。

### 岡野委員長

ご報告ありがとうございました。ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、次に精神障がい者支援部会につきまして、杉本部長よりご報告をお願いいたします。

### 杉本委員

精神障がい者支援部会は第3回から第5回まで3回会議を開催させていただきました。内容としましては毎回、家族会の報告をしていただいています。事務局が市と803となっていて、毎回家族会に参加されていますので、その報告をしていただいています。あとは、各事業所でもっているケース共有をしています。

第3回の会議では、コロナの影響で長くできていませんでした「精神保健福祉を考えるつどい」を今年度は3月に開催する方向で検討していました。講師は、大野副委員長と訪問看護師の徳永氏となります。

第4回の部会では、ケース共有のなかで保健所の話がメインになっていました。矢田委員より保健所の機能について報告がありました。以前は移送制度があり、困難なケース・緊急ケースで保健所に動いていただき、強制的に入院とすることもありましたが、今はそれがなかなかできません。それについて矢田委員より説明していただきました。地域の方は最終的に保健所頼みだという認識が強いので、その点相違があると思われました。それを受けて、第5回の会議では、精神保健福祉センターと時間をかけて代替案を検討していこうということで決まりました。

3月に予定していましたが「精神保健福祉を考えるつどい」はコロナの感染拡大を受けて、有観客での開催は中止としました。

### 岡野委員長

何かご意見等ございませんでしょうか。

### 澤井委員

今回の資料とご報告で、精神障がい者の支援について課題が多くみえてきました。部会の資料のなかで、保健所の役割として「相談、アドバイザー的存在。助言は得られるが実行はできない」とありますが、それでは実行できる機関はどこになるのでしょうか。

それと、「虐待であっても、強制搬送ができない」という点についてですが、山城北圏内でこのことがネックになって問題になった事例があれば矢田委員に教えていただきたいです。

#### 矢田委員

仮に8050問題でひきこもりや虐待があったとしても保健所には実行力はないというお話ですが、保健所が強制的に搬送できる法的根拠はありませんし、マンパワー、車両の問題などと考えると強制搬送はできないと思います。おそらく警察の協力を得るしかありません。

#### 澤井委員

では、その問題の窓口は保健所ではなく、警察ということですか。

#### 矢田委員

虐待の話が保健所に入ることはないです。

保健所ができるのは相談や面談、あるいは日程の都合があれば訪問です。本人が了解・了承されているのであれば、同行・同席はできます。本人が拒否した場合、行きたくない・相談したくない・玄関先にも出たくないといった場合には、入っていけないのではないかと思います。

警察であっても、ひきこもっているだけで本人は悪いことをしているわけであれば、介入してどこかに連れていくということにはできません。

#### 澤井委員

わかりました。ありがとうございます。

#### 土橋委員

今の話の続きですが、地域の相談支援事業所がそういったところへ入っていくと思います。相談支援専門員が本人のところに行き、それまでに何年もかかって関係をつくり、説得し、説明をしつつ、仕方なしでもとりあえず「うん」と言って動いていただくというのがこれまでやってきたことです。時間がかかりますし、とにかく大変です。それで相談支援専門員はバーンアウトしてしまいます。その本人に直接向き合うしんどさがあります。直接の窓口は地域の相談支援事業所の相談支援専門員ということになることが多いというのが現実であろうと思います。

#### 大野副委員長

病院に搬送しなくてはいけないケースもありますが、入っていくのは相談支援専門員ということになります。私も経験があります。ただ、ある程度の信頼関係があればそういった話も通じるとは思います。そうではないケースが圧倒的に多いです。突然現れるケースで、精神疾患を抱えている息子が保護者に対して暴力をふるっていることから相談支援専門員が介入する場合、信頼関係どころか、面識もないケースに対面するしんどさを抱えています。その結果、あるケースでは救急車や警察が駆け付けたことで、信頼関係が崩れてしまい、以後一切来るなど言われてしまいました。完全に関係が切れてしまいます。相談支援専門員はそのような役割を担っていくことで、バーンアウトしてしまい、定着しません。私は八幡市で相談支援に関わって10年になりますが、本当にたくさんさんの相談支援専門員が辞めていっておられます。そういった状況について後ほどお話ししたいと思います。

## 岡野委員長

どうもありがとうございます。土橋委員、大野副委員長からのお話がありましたように、時間をかけて信頼関係を築きあげていくことしかできません。大野副委員長からありましたように突然起こる事態に対して地域の相談支援機関が関わっていくこととなります。場合によっては生活困窮、包括支援センター、地域にもよりますがコミュニティソーシャルワーカーが関わることもあります。コミュニティソーシャルワーカーはどの機関も窓口になれないケースを最後の砦として受けています。ただ、市町村によって配置のあり方はかなり違います。できるだけ地域の力を借りて、早期に対応していくことが大切です。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、次に相談支援部会からのご報告を大野部会長よりお願いいたします。

## 大野副委員長

相談支援部会は第3、4回と研修会を開催しています。資料にはありませんが、第5回も開催しております。

第3回では、研修会の開催についてオンラインでも開催するという話になりました。あとは各部会員から意見を出してもらい、ケース共有をしています。身体、知的の障がいがある方に精神疾患もあわせもっている方が多いという話が出ていました。また、サービス事業所を探すときに利用者の情報をどの部分まで事業所に出すのかということについて話をしました。事業所は情報がないと支援が難しい事情も理解できますが、信頼関係のないなかで、全ての情報を出すことは難しいという結論になりました。

第4回は研修会の内容について話をし、アセスメントを中心にした研修としようという方向性を決めました。参加対象は八幡市内の相談支援事業所ということで、周知を行うことになり、部会員以外はオンラインでの参加ということも決めました。ケース事例の共有では権利の主張が強い利用者に対して、社会性を身につけてもらうために、厳しめの注意も必要ではないか、と意見が出ていました。また、相談員はいろいろな方と対峙するのでかなりストレスが溜まります。相談員をケアする仕組みが必要ではないかという話し合いもそのときにしております。

研修会は、「てりてりかんぱにい」の下村先生にお越しいただき、テーマを「ともに学ぶ相談支援—基本となるアセスメント」としてお話いただきました。「相談支援専門員はソーシャルワーカーである」というお話もあり、生活相談員という立ち位置で、最前線の砦といった言葉が大変胸に響きました。そのことを従事者は誇りに思っ活動してほしいということも仰っていました。それから、先ほどと重複しますが、相談員自身のケアや休むことが必要というお話や、自己覚知の大切さ・チームで支えあうことの大切さというお話もありました。また、よく支援の方向性を決めるということですが、誰が何をするかという役割分担を明確にしなくてはいけないということがありました。うやむやになってしまい、情報共有だけで連携しているような思いになってしまっはいけないと思います。それからもうひとつは、ヘルパーのなかには熱い思いをもっているが故に支援をやりすぎてしまうことがあります。そうしますと利用者負担になることもありますので、利用者の思いをどのように伝えていくかという話もありました。

自己覚知についてですが、自分の価値観で支援を進めることについての警告です。あくまで利用者の立場にたって、ということが大切だと思いました。最後には所内のミーティングを大切にしないでいけないというお話で締めさせていただきました。

## 岡野委員長

相談支援に携わる人を支えていく大切さ、それとヘルパーなどいろいろな立場の方と協働して取り組んで支援していく大切さを感じました。

ご意見はございませんでしょうか。

それでは、次にくらし支援部会につきまして、本日駒崎部会長がご欠席のため、森口副部会長からご報告をお願いいたします。

### 森口委員

くらし支援部会については、手話言語コミュニケーション条例の情報発信について、ろうあ協会、難聴者協会から提案がありましたが、「広報やわた」、「社協だより」については掲載不可となりました。くらし支援部会で皆さんから意見を出していただき、手話言語コミュニケーション条例だけではなく、くらし支援部会に参加している5団体の活動の内容を知ってもらい、仲間づくりを進めていくということを共有いたしました。

また、障がい福祉課と連携して、可能であれば令和4年度の予算のなかで、障がい者手帳交付の際にA5版の表裏それぞれの団体の活動をご紹介させていただくペーパーを配布してもらうことはできないかと話を進めています。

部会はコロナの影響であまり集まれなかったですが、これからの活動に向けて話をしていきたいと思っています。

### 岡野委員長

それでは、ただいまのご報告でご意見はございませんでしょうか。

続きまして、就労支援部会の山本部会長よりご報告をお願いいたします。

### 山本委員

就労支援部会の報告をさせていただきます。第3回、第4回と部会を開催しました。2月は中止、資料はございませんが3月には第5回を開催しています。

第3回、第4回の内容ですが、前期から作成を進めていました就労部会とは何かを説明するチラシについて確認をしています。そのなかでキャッチコピーのような、一目でわかる文言がほしいという意見から、「社会とのつながり 生活リズムが整う 生きる原動力」という言葉を確認しました。当事者側にも企業など雇用側にも、部会の目的がわかる文言を追加しようかということになりました。

山城圏域で行われている「はーとうおーむカンパニー」という取り組みがありますが、認知度が低いので、障がい者雇用に目を向けてもらえるような活動があることをもう少し発信した方がよいのではという意見が出ていましたので、それについての文言も付け加えることにしました。

第4回では商工会の協力を得て、八幡市の企業向けのアンケートを発信していくことになりました。以前にもアンケートを行っていますが、改めて行うことになりました。八幡市商工会の会員全てにアンケートを送り、3月時点で35部返送されています。プラスの意見、マイナスの意見とそれぞれございますが、意見を抽出して次年度に取り組んでいける内容を精査しています。また次回の全体会でご報告いたしますが、アンケートで出ていた意見としましては、認知度が低い、ハンディがある人にどういった仕事ができるのか、どういった力をもっているのか、雇用したときにどういった課題があるのか、相談窓口の有無など、障がい者がみえていない状況が1番の課題だと思いました。

次年度の課題として相談場所、発信できる場所などについても取り組みができればと思います。どういった力をつければ企業就労ができるのかなど、当事者への気付きに対しての活動もできたらと思います。

障害者優先調達推進法について、福祉事業所もコロナ禍で物が売れなくなっていると

思いますので、どういったものが行政の中で購入されているのか知りたいと思っています。一般企業に注文されることもあると思いますが、それと同等に営業できる機会がほしいと思ったので、今リスト作成を市へお願いしているところです。

#### 岡野委員長

ぜひがんばっていただきたいと思います。

今の就労支援部会のご報告につきまして、ご質問等はございませんか。

### 4. 地域生活支援拠点の報告について

#### 岡野委員長

続きまして、地域生活支援拠点の報告に移りたいと思います。各拠点より今年度の報告の特徴や課題についてご報告をいただければと思います。

まずは、障がい者生活支援センター803よりお願いいたします。

#### 大野副委員長

障がい者生活支援センター803からの報告です。今年度感じますのは、知的や身体障がい、難病を抱えたうえで精神疾患を患っている方が非常に多かったことです。それと8050問題で、家庭を支えていた高齢の親の体調悪化・認知症の進行により、突然中高年である子どもの支援に入らなくてはいけなくなるケースも多いです。いずれにしても相談員ひとりで行って支援が完結するわけではなく、関係機関の協力を得ることが非常に大事です。病気に起因する妄想・幻聴でトラブルが続く人については、本人の説得とあわせて母親の説得もしなくてはいけないというしんどさが相談支援員にはあります。

本市の相談支援の体制について、現在の拠点中心の支援体制になって丸3年が経過します。相談の場でありながら、宿泊の場もあるといったメリットもありますが、デメリットもあります。デメリットは相談支援専門員の体制で、803は本来相談支援専門員が3名体制ですが、昨年12月に1名退職し、今は2名体制でやっております。らいふサポートらい、Tomariと拠点3か所がそれぞれで相談支援に対応しています。連携することがテーマになっていますが、連携という意味は相手と細かく連絡をとりあって一緒にひとつの目的をもって物事にあたることです。今は困ったことがあれば拠点間で相談・協力はできていますが、拠点間での連携は不十分な点があると思われます。今はしんどいことは全部ひとりで抱えています。相談相手もいないので、自分でケアすることもできません。しんどい話を聞き続けるとメンタルも弱ってきます。相談員をケアしていかないと、年単位で相談員が入れ替わってしまいます。そうなると相談支援は成り立たないと思います。八幡の相談支援の体制をもっとしっかりしたものにするために、連携してチームとして動くことが大事ではないかと思います。相談員が代わることは利用者にとって酷なことです。辞めていかれる相談員も自信をなくしていると次の仕事にもつながりにくいのではと心配しています。相談員を支える体制を作っていないといけないと思いますし、相談支援の体制について見直しの時期にきているのではないのでしょうか。私自身はまだまだ元気ですが、相談員の高齢化も心配です。

#### 岡野委員長

大変な思いをされておられるのが分かりました。連携ができないというのは、3拠点

で相互のケースの共有が必要だということでしょうか。

### 大野副委員長

ケースの共有は大切だと思います。ただ、そのための時間をとれるかというと、なかなか難しいです。それぞれが忙しいので、連絡がなかなかとれませんし、だからひとりで抱え込むということになります。自事業所で対応が難しい場合に、他の拠点にお願いすることはできていますが。望ましいと思いますのは同じ場所において、同じケースを共有できる時間をできるだけたくさん確保するということです。

### 岡野委員長

3 拠点、行政も含めどういう風に相談支援に取り組んでいくのか、いろいろご検討いただく課題かと思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。それでは、続きまして、地域生活支援センターらいふサポートれいのご報告を正力委員からお願いいたします。

### 正力委員

鳩ヶ峰福祉会、地域生活支援センターらいふサポートれいの正力と申します。

コロナによって、相談件数が増えたということはありません。大野副委員長からの報告にもありましたが、精神障がいの方からの相談が中心です。知的障がいの方については、小さい頃からサービスや学校とつながっていることが多く、大人になってから知的障がいだとわかったとってこられるようなことは少ないです。そうであっても、どちらかの事業所とつながっているかと思います。やはり精神疾患のある方、20・30代のひきこもりの相談が多いです。生活支援課からの依頼が多かったですが、それも精神障がいに関するものが中心です。

自法人を長く利用している利用者の保護者も 80～90 歳代になってきていて、保護者からのご相談が増えています。そのことで、医療や介護と連携する機会がこの 1 年で多くなりました。病院や介護施設と連携するにあたって、それぞれの目的が違うので難しさを感じることもあります。医療や介護の支援が整うまでがスピーディーで、それが利用者によっては負担となることもあります。サービスのペースが合わず、利用者と事業所が喧嘩別れのようなになったケースもあります。長年利用されているととにかく自法人に言えば助けてくれると思っている人も多いので、適切な機関につないでいく必要があっても、利用者が新たに信頼関係を築きにくいという課題もあると感じています。そのため、もっと関係機関としっかり連携していく必要があります。

コロナ禍で今年 1 番困ったケースが、ひとり暮らしの利用者がコロナの濃厚接触者となったときの対応についてです。その方が次の日に人工透析で病院にいかなくてはならない状態だったのですが、その日に PCR 検査を受けて、コロナ陽性か否かが判明しなければ人工透析が受けられないということでした。ただ、検査のために誰が病院にお連れするのが問題でした。病院の送迎車はつかえず、どこも対応できないということで、これは相談員の仕事だろうかと思いながら対応することにしました。もしその方が陽性となり、職員が濃厚接触者となれば、事業を休業しないといけないので、かなり悩みました。ただ、人工透析ができなければ、その方は亡くなってしまいます。保健所にも濃厚接触者となる条件を確認し、10 分程度の送迎ならば濃厚接触者にあたらないという判断を確認したうえで、相談員が送迎を行うことができました。保健所からはどこか連れていくところはないのかと尋ねられ、相談員がお連れすることに驚かれました。ほかにも同様のケースがたくさんあると思います。

このようなケース以外でも誰もできない隙間の支援は、相談支援専門員が担うことが

多いです。それがコロナによってまぎまぎと浮き彫りになりました。相談員も兼務で動いていて、丁寧な協議ができていない部分があります。今後どのように相談に対応していくかは今後の課題だと私も思っていますが、それは3拠点だけではなく、行政にも入っていただいて根本的な話をしないといけないと思っています。

### 岡野委員長

どうもありがとうございます。命がかかっている問題で選択をしておられます。国は相談支援の包括化、重層的支援体制整備事業というものを始めます。ただ、現場は目の前のケースに追われています。3拠点の連携が問題提起されていますが、一方では正力委員から利用者の高齢の保護者の問題についても報告がありましたので、皆で力を合わせて、それぞれの役割をもちながら、目標をもって協力をしていく体制を作っていくのは確かに大事な課題だと思います。

ただいまのご報告のなかでご意見はございませんでしょうか。

それでは、Tomariについて、土橋委員よりお願いいたします。

### 土橋委員

Tomariの相談の特色・現状と、拠点についてお話しさせていただきたいと思います。

まず相談ですが、コロナウイルスの流行、特にオミクロン株の感染拡大にともなって利用者が事業所へ通所できない状況が起きました。通所できていれば、本来家族以外の人とのかかわりがあったところが、自宅で過ごす子が増えました。自宅での対応に困った保護者からの電話連絡がかなり多かったです。ケースによっては保護者との面談を増やしたり、通所事業所と密に連絡したりしました。実際に自宅に訪問して、子どもとやりとりをすることもありました。ある事例では、自宅で過ごす時間が長くなり、保護者が声かけをしても子どもがゲームをやめられない状況になって困ってしまうということがありました。相談員が自宅に訪問して、保護者の面談を実施しました。また、放課後等デイサービスの利用者で、自宅から突発的に飛び出してしまう子どもの対応に困る保護者に対して、視覚的にスケジュールをわかりやすく把握する方法など具体的な支援方法を提案しました。コロナで通所ができないので、このような対応も求められました。

コロナの影響で、面談の日程調整が思うように進みませんでした。自法人の職員、面談対象の保護者や子どもがコロナに感染したことで、新規の就学前の子ども、来年度新1年生の子どもの面談を日程変更せざるを得ない状況になりました。日程変更といっても、100名を超える面接・面談を相談事業所では行いますので、日程の再調整もなかなか進みませんでした。

まだサービスを利用していない就学前の子どもで、本来であれば検診を受けているはずが、新型コロナウイルスの影響で検診のタイミングが遅れてしまっている子どももいます。本当ならばできるだけ早期に療育につなげるべきところが、半年休んでしまったという人もいます。

あと、児童発達支援の関係ですと、就学前相談等で療育の必要性を感じられた年長児の保護者からの相談が11月頃までありました。本来であれば、受け入れは8月末までです。こちらもコロナが影響しているかと思われます。

児童発達支援を利用されておらず、小学校高学年になって初めて放課後等デイサービスを利用されるというケースもありました。

3つの拠点については、協力体制ができていても連携ができていないという大野副委員長からのご発言がありました。そもそもこの3拠点を作っていくということについては、かなり時間をかけて話し合いをしてきました。大野副委員長はワンストップでの支

援体制が必要ではないかと主張されていました。連携をしていくというのは、相談員が隣にいて、その場ですぐにケースの共有等ができることだが、実際にはそうなりえていない状況であるということを知りたいのだらうと思います。その部分については、全体会で協議をすることにはならないと思いますので、次年度の課題として一旦できました3拠点の体制ですが、日々状況は変わっていますので、目の前の利用者にあわせて我々がどう進化していくのかは話し合えばよいのではないかと思います。

相談員については、我々児童の拠点でも同じようなことが起こっています。冒頭で、バーンアウトする相談員という話もしましたけれど、次年度は自法人の体制として相談員を4名配置します。兼務体制ではありますが、役割分担をして横の連携をしていこうという体制を作っていきます。そうしていかないと、実際に動いていかなかったり、相談員が困ったりするので、そのあたりのことを法人として整理をしましたが、八幡市の地域生活支援拠点がどう連携していくのか、そのようなところを次年度の相談支援部会等で話し合ってもらえたらよいと思います。

#### 岡野委員長

ありがとうございました。何かご意見はございませんでしょうか。

### 5. 連絡事項・その他

#### 岡野委員長

そのほか、連絡事項等ございませんか。

#### 片岡委員

視覚障害者協会の片岡です。コミュニティソーシャルワーカーの話が出ましたが、3、4年前に豊中市で台風の被害があったときに、コミュニティソーシャルワーカーが障がい者の被災状況を調べて、ほぼ1日で結果がすぐに出たということがありました。ボランティア、障がい者の連携でやっているようです。その後京都府に尋ねましたが、京都府ではコミュニティソーシャルワーカーの活用は行っていないということでした。また、今回の全体会で教えていただきたいのですが、3年くらい前の八幡市の障がいについてのCDで、八幡市の人口が7万人くらいで、そのうち約6パーセント、4,000人くらいが障がい者であったと認識しています。そちらには精神障がい、子どもの発達障がいは含まれていなかったと記憶しています。全体像がわからないので、次回に教えていただきたいです。

#### 岡野委員長

豊中市はコミュニティソーシャルワーカーで注目されている町でもあります。地域の方々、当事者の方々、専門職、行政それぞれが協力しあって、体制作りを続けていると聞いております。そのコーディネーターの役割を担っているのがコミュニティソーシャルワーカーです。

実態については行政が掴んでおられるかと思いますが、一方で突発的な事件が起こって、初めて実態がわかるようなケースも多々出てきています。潜在的に、目に見えにくくなっているということも認識しておかなくてはなりません。全てを行政が把握できるかということ、困難な部分もあると思います。いろいろなツール、ルートを使って情報をやりとりすることも大切なのではないかと思います。これにつきまして、市の方から何かございませんか。

### 事務局（笹部課長補佐）

コミュニティソーシャルワーカーについては台風も含めて障がい福祉課だけではなく防災安全課や関係機関等も含めた話になってきますので、この場でお答えをしかねます。障がい者数についても現在数字が手元にございませんで、お答えができかねますので、次回の全体会で回答いたします。

### 岡野委員長

防災になると、部署が違ってきます。民生委員の名簿等の扱いについては、災害対策法のなかで示されています。あわせて、どのような方法でどちらの関係機関が情報をつかんでいるのか、概要で結構ですので、レクチャーしていただけたらよいと思います。

### 三宅委員

私は民生児童委員協議会からこちらに出席しております。8050問題についてはよく耳にしますが、私が地域で民生委員の活動をしていますと、本当にどの部分をとっかかりにして支援をしていけば良いのだろうか、なぜここまで閉じこもってしまったのかというケースもありました。例えば、中高年となる子どもの世話をしていた高齢の親が亡くなり、子どもだけが遺ったケース。ライフラインが止まって何日も食事をとれず、それでも自分からSOSは出せません。近くにいる人が何か異変に気付いたときに、誰かがこじ開けて入っていかなくてはならないと経験しました。市役所には本当によく動いてもらっていると実感しています。

先ほどの防災に関しての件ですが、自治会長が自治会に加入している人の名簿をもっています。ただ、自治会加入されていない方がかなり多く、そういった方については把握ができません。子どもには迷惑をかけたくないので連絡をしてほしくないけれど、緊急のシステムだけはほしいという人もいます。表札を掲げていないお宅も増えてきました。名前を出せない事情があるかもしれないとは思いますが、それでも、大事な文書を配布するときに名前をわかるようにしてもらえたらと思います。民生委員から手渡しをする文書もあるのですが、間違ってしまうは大変です。訪問しても全く反応のない世帯もあります。本当にこれはどのように考えたらよいのでしょうか。災害時、鉄筋に住んでいる人については、避難するより自宅待機とした方がよいのではないのでしょうか。避難している途中でけがや転倒など二次的な被害に遭うことも考えられます。そういったことがたくさん出てきていますので、こちら戸惑うことが多いですが、こちらの協議会に参加させていただいて、学んでいきたいです。

### 岡野委員長

ご経験を踏まえての貴重なお話をありがとうございました。親子であっても、「それがだめなのか」というような、びっくりすることがあります。難しいことが地域のなかで起こっている今日ですが、皆で支えあえるつながりを作っていけたら良いと思います。ひとつひとつできるところから積み重ねていくことが大事です。

それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了となります。

### 事務局（安田課長）

皆さま本日はありがとうございました。

事務局からひとつお願いがございます。去年11月に八幡市内で視覚障がい者の方が交通事故で亡くなられるという悼ましい事件がありました。今後、2度とこのようなことが起こらないよう通学路や公共施設等で危険な箇所等がございましたら、障がい福祉

課までご連絡ください。担当課へつなげていただきます。お気づきの点がございましたら、当課までご連絡よろしく願いいたします。

今年度の八幡市障がい者地域生活支援協議会全体会につきましては、本日が最後となります。1年間ありがとうございました。委嘱期間は令和5年6月6日までとなっておりますことから、来年度につきましても引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

## 6. 閉会